

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第5条第2項	コミュニティ住宅の入居者の決定	建築住宅課

1 決定基準は、盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第4条に規定する入居資格のある者で同条例第5条第1項の申込みをした者を入居者として決定する。

2 標準処理期間は、15日とする。